

◎議 事 日 程（第2号）

平成24年6月8日（金曜日）午前10時00分 開議

- 日程第1 議案第31号 愛西市印鑑の登録及び証明に関する条例等の一部改正について
日程第2 議案第32号 愛西市国民健康保険税条例の一部改正について
日程第3 議案第33号 愛西市在宅障害者扶助料支給条例の一部改正について
日程第4 議案第34号 愛西市障害者自立支援条例及び愛西市障害者就労支援施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について
日程第5 議案第35号 愛知県後期高齢者医療広域連合規約の変更について
日程第6 議案第36号 海部地区環境事務組合規約の変更について
日程第7 議案第37号 海部地区急病診療所組合規約の変更について
日程第8 議案第38号 平成24年度愛西市一般会計補正予算（第1号）について
日程第9 委員会付託について

◎本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

◎出 席 議 員（23名）

1番	大野 則男 君	2番	島田 浩 君
3番	吉川 三津子 君	4番	大島 一郎 君
5番	下村 一郎 君	7番	石崎 たか子 君
8番	竹村 仁司 君	9番	鷺野 聡明 君
10番	堀田 清 君	11番	鬼頭 勝治 君
12番	岩間 泰彦 君	13番	真野 和久 君
14番	加藤 敏彦 君	15番	日永 貴章 君
16番	榎本 雅夫 君	17番	加賀 博 君
18番	大島 功 君	19番	大宮 吉満 君
20番	八木 一 君	21番	山岡 幹雄 君
22番	前田 芙美子 君	23番	近藤 健一 君
24番	中村 文子 君		

◎欠 席 議 員（なし）

◎欠 番（1名）

◎地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職・氏名

市 長 八木 忠男 君 副 市 長 山田 信行 君

教 育 長	五 富 利 清 彦 君	会 計 管 理 者 兼 会 計 室 長	水 谷 洋 治 君
総 務 部 長	石 原 光 君	企 画 部 長	山 田 喜 久 男 君
経 済 建 設 部 長	加 藤 清 和 君	教 育 部 長	水 谷 勇 君
市 民 生 活 部 長	五 島 直 和 君	上 下 水 道 部 長	加 賀 裕 君
消 防 長	横 井 勤 君	福 祉 部 長	加 賀 和 彦 君
経 済 建 設 部 次 長 兼 経 済 課 長	飯 谷 幸 良 君	保 險 年 金 課 長	石 黒 貞 明 君

◎本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議 会 事 務 局 長	服 部 秀 三	議 事 課 長	佐 藤 敏 彦
書 記	山 田 宗 一		

午前10時00分 開議

○議長（加賀 博君）

皆さん、おはようございます。

本日は御苦勞さまでございます。

御案内の定刻になりました。

定足数に達しておりますので、ただいまから継続会を開会いたします。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりでございます。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第1・議案第31号（質疑）

○議長（加賀 博君）

日程第1・議案第31号：愛西市印鑑の登録及び証明に関する条例等の一部改正についてを議題とし、質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

最初に、8番・竹村仁司議員、どうぞ。

○8番（竹村仁司君）

議案第31号：愛西市印鑑の登録及び証明に関する条例等の一部改正について、現在、本市の外国人登録原票に登録されている方は何名でしょうか。また、近年の登録者数の推移がわかれば、あわせてお伺いします。

○市民生活部長（五島直和君）

ただいまの御質問にお答えさせていただきます。

まず、本市の外国人登録原票に記載されている登録者数は、本年4月1日現在で、外国人登録世帯数としましては536世帯、登録者数としましては663人でございます。

また、近年の推移ということでございますが、過去5年間を一応調査した結果、登録者の数は、おおむね650人前後で推移しております。大きな増減には至っておりません。

○8番（竹村仁司君）

ありがとうございます。

今後、外国人登録をされる方もふえていくという見方もできるわけですが、現状、登録されている方からの印鑑証明の登録及び証明に関しての苦情等があればお伺いしたいのと、また反対に、市民の方からそういう外国人登録されている方への苦情等がもしあれば、お伺いします。

○市民生活部長（五島直和君）

窓口へお見えになる方等の苦情の関係でございますが、まず、お見えになる場合、特別永住者の方々につきましては、基本的に結構日本語が堪能で不自由な点はないです。また、新しく外国人で来庁される方は、おおむね日本語の堪能な方、また家族の方が付き添いに来られますので、不自由はしていただいております。また、窓口におきましても、外国語を日本語に置きかえる会話集の本を用い、外国人の手續に関して言葉の手助けをさせていただいております。

逆に、苦情等の関係でございますけれども、多少、文化、風習等による感性の違いはあると思われましても、市民課の窓口では特に苦情となるようなものは聞いておりません。

○議長（加賀 博君）

次に、14番・加藤敏彦議員、どうぞ。

○14番（加藤敏彦君）

議案第31号で、説明で住民基本台帳の一部改正ということですが、国のほうはどういうことを主としてこの改正をされたのか、改正の趣旨ですね。それから、外国人住民の対応はどう変わっていくのか。それから、今、外国人の人数を答弁いただきましたけど、例えば4月1日付で国別ではどのような人数になっているのかお尋ねいたします。

○市民生活部長（五島直和君）

まず、この制度の経緯でございますが、現在、日本にお見えになる外国人の方々、御承知のように外国人登録法で管理させていただいておりますが、これを在留カードというものに切りかえていくという趣旨でございます。

また、先ほどの国別ということでございますが、今回、これの対象になる方に御通知を申し上げました。その方の国別で申させていただきます。中国240人、ブラジル102人、韓国96人、フィリピン78人、ベトナム15人、ペルー14人、パキスタン14人、その他で52人。ただ、これで合計しますと611人になりますが、先ほどとの差はといいますと、今回の登録の関係で該当する方にお手紙を出した数が611ということで、差がございますが御承知おきください。以上です。

○14番（加藤敏彦君）

今、部長のほうからは在留カードをつくるということですが、ホームページなどを見ますと、我が国に入国、在留する外国人が年々増加していること等を背景に、市町村が日本人と同様に外国住民に対して基礎的行政サービスを提供する基盤となる制度の必要性が高まっているということで、例えば住民票などの発行は、これまでと新しい制度の中では対応が変わるのか、もうちょっと具体例がありましたら説明いただきたいと思いますが。

○市民生活部長（五島直和君）

今議員がおっしゃるとおり、今後の対応が変わる部分を申させていただきます。

住民票については、今までは原票で登録証明書という証明書を別で外国人の方に発行しておりましたが、今後は一般の市民の方と同じ住民票の中に入るとい形になりますので、わざわざ別々で御家族でもとる必要はなく、世帯でとるといようなこと、印鑑登録は今までもおり普通にできます。そういうようなことでございます。

○議長（加賀 博君）

他に質疑ございませんか。

[発言する者なし]

ないようですので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第2・議案第32号（質疑）

○議長（加賀 博君）

次に、日程第2・議案第32号：愛西市国民健康保険税条例の一部改正についてを議題とし、質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

最初に、8番・竹村仁司議員、どうぞ。

○8番（竹村仁司君）

議案第32号：愛西市国民健康保険税条例の一部改正について、質問させていただきます。

国民健康保険特別会計は、今までも運営の健全化に対し真摯に取り組んでみえた認識をしておりますが、今回の条例改正もこうした国民健康保険会計の運営健全化に対するものと受けとめますが、事前に広く市民の声を聞くという考えはお持ちでないのか、お伺いします。

○市民生活部長（五島直和君）

事前に市民の声を聞くというところのお尋ねでございますが、国民健康保険では、国民健康保険事業の運営に関する重要事項を審議していただくために、国民健康保険運営協議会というものを置いております。協議会では、被保険者を代表する委員さん、保険医または薬剤師を代表する委員さん、公益を代表する委員さん方々12名で構成させていただいております。それぞれ皆様、市民の代表として委嘱させていただいておりますので、今後も運営協議会で御意見を賜り、事業を進めさせていただきたいというように考えております。

○8番（竹村仁司君）

私も昨年、国民健康保険運営協議会は文教福祉の一員として参加をさせていただいておりますが、その中で、本当に活発な意見というのが、なかなかなかったのではないかなというふうには私に思いますので、今後は議員ももう運営協議会にはかかわらないと思いますが、ぜひそういった代表で見える方が市民の声を広く集約をして、その場で言っていただけるような形にさせていただけるといいかと思えます。

あと、今回のこの条例改正も、国が方針として出している国保の運営の都道府県化ですね、現段階では平成30年に予定をされていると聞いていますが、そういったことを考慮した税率の段階的な引き上げというようなことも見られるのかと思いますけれども、市として所得割の割合と均等割、平等割の額の引き上げに対し、資産割を下げることにより、将来に向けて安定した国民健康保険の運営を目指しているというふうに理解をしますが、市民の皆様には、こうした条例改正も上から言われてやっているという印象にしか映らないのが現状かと思えます。市として、国保の運営健全化に対する姿勢をお伺いしたいと思います。

○市民生活部長（五島直和君）

1点目、国保の運営協議会では、今後もいろいろ御意見を賜ってやっていきたいと思っております。

また、先ほどの健全化に対するお尋ねでございますが、当然、国民健康保険というのは加入者の皆様が安心して医療を受けることができるように、お互いに助け合っていく保険だと認識

しております。愛西市も、他の市と同様に国保財政が大変厳しい状況となっておりますが、主な原因としましては、加入者の高齢化や生活習慣病の増加、医療の高度化、そういうものを踏まえた医療費が年々増加しているというふうな認識を持っております。

愛西市では、今後も増加する医療費に対応するために、医療費の適正化に向けては、特定健診の受診の勧奨とか医療機関への適切な受診への勧奨、またいろいろ議会でもお話しいただいていますジェネリック医薬品の利用の推奨等を引き続き行っていきたいと考えております。

○議長（加賀 博君）

次に、13番・真野和久議員、どうぞ。

○13番（真野和久君）

それでは、基本的なこととして、今回の課税限度額の引き上げで影響を受ける世帯はどのぐらいあるのかということ伺いたいのと、それから、なかなか国民健康保険というのは、他の、いわゆるサラリーマンの社会保険とは大分様相が違ってきますので、単純に所得と負担との関係というのが、やはり普通に考えるとかなり違うということなんですが、なかなかその辺がよくつかみづらいというのもあるので、限度額境界の世帯の所得等の状況についてどのようなものか。例えば所得中心、あるいは資産中心など数例のサンプルを示していただいて、その対象となる方々の収入状況を説明していただきたいというふうに思います。

○市民生活部長（五島直和君）

まず、1点目の影響を受ける世帯数でございますが、本年の3月1日現在で御答弁させていただきます。

限度額の引き上げで影響を受ける世帯数で、基礎課税分という、医療費分と通常申しておりますが、そちらに関しましては、改正前で225世帯が改正後で215、それから後期高齢者支援金分の関係では、改正前365世帯が改正後で293、介護納付金分の関係につきましては、改正前で153世帯が改正後で101世帯という世帯数でございます。

また、先ほどの限度額の境界層のところをサンプルというのか、何か例を示してというお話でございました。なかなか一概に、先ほど議員が言われたように例を示すのも難しいんですが、所得のみという算定で、資産がないという前提で例を出します。

単身世帯、お1人ですと、万円以下は丸めますが、928万円。それから2人世帯ですと879万円、3人世帯ですと830万円、4人世帯ですと781万円、これ以上が限度額を超えるということの算出になります。

また、資産の関係というのは、いろいろ条件が変わってきますが、例えば端的に言いますと、お2人で所得が310万円であっても、極端な話、資産が240万円あれば限度額に達してしまうという例もあります。以上でございます。

○13番（真野和久君）

なかなかわかりづらい部分もありますが、今回、限度額が引き上がることによって、先ほど、今度の限度額になる対象者の方の説明をされましたが、実際には現在の限度額に達している方々に対して値上げが行われるということになるとお思いますので、それぞれ225、365、153世

帯の方が、当然、重複はあると思いますけれども、今回引き上げをされるということになると思います。

その中で、この引き上がる方々の収納状況というのはわかるのでしょうか。

もし今なければ、またちょっと調査して、お願いをしたいと思いますが、そういったことというのは可能ですか。

例えば滞納とかそういったものがあるかどうか、あるいはその滞納とかそういった状況があるならば、その理由ですね、そうしたものがわかればお願いをしたいんですが。

○市民生活部長（五島直和君）

一般的に収納状況を聞かれる場合、全体で通常はお答えしておるといのがあれで、個人個人1人ずつの収納状況というのは、今ちょっと持ち合わせておりませんが。

○議長（加賀 博君）

次に、3番・吉川三津子議員、どうぞ。

○3番（吉川三津子君）

重複した部分については省略をさせていただきますが、今回この条例につきましては、24年4月1日からの適用ということで、ほかの議会を見ますと、3月議会でこの条例改正がされているんですが、愛西市において何らかの理由があって6月議会に延びたのか、愛西市独特の理由があれば、その点お聞かせいただきたいと思います。

それから、先ほど質問がありましたが、影響額、影響世帯について、225、365、153と世帯数が上げられたわけですけれども、もう少し詳しく、私、この国民健康保険について、大変難しくよく理解できていないんですが、これは限度額に達した世帯なのか、それとも影響を受ける世帯数なのか、その点もう一度お聞きしたいのと、それからこの満額77万円を払わなければいけないような世帯の推移について、お伺いをしたいと思います。

それからあと、この改正によって、国民健康保険特別会計の収支の見通しというのは大きく変わるのか、その点についてお伺いをしたいと思います。

それから、今回、外国人住民の問題で条例改正が複数出てきているわけですけれども、こういった社会保障に対して、外国人住民がきちんと加入ができているのか、その点についてお聞かせをいただきたいと思います。私も、子育てとかいろんな福祉の場面で外国人住民の方とかかわる機会が、ここ数年大変ふえているわけです。そういった面で、この社会保障の問題も大変これから大きな問題になってくると思いますので、その点どうなっているのか、お伺いをしたいと思います。

○市民生活部長（五島直和君）

まず、1点目でございますが、6月議会の提案の理由でございますが、例年4月に地方税法等の改正がございます。そこで、限度額の関係、施行令が変わるのがおおむねあるんで、それを見きわめた上で、今回、国民健康保険運営協議会を開きました。そして、本算定前の6月議会に出させていただいたというような次第でございます。

それから、限度額で、先ほど世帯数で申しました。それぞれ、例えば医療分とか、後期高齢

支援金分、それから介護分という言い方をしたので、多分その辺で数字がわかりにくいというところだと思いますが、これはあくまでシミュレーションですので、それをトータルして全体で77万の影響というのが、ちょっと今機械上出ないということですので、ここでお話しさせていただいたということで、御理解願いたいと思います。

それから、外国人の住民の加入状況でございますが、先ほど言いました、国保の場合は146世帯の195人となっております。

それから、収支の状況でございますが、改正前の調定額で申しますと18億7,492万7,700円でございます。それを今回置きかえますと、改正後の調定額は18億8,284万8,600円ということで、差し引き792万900円の収入増となります。

それから、質問で前後いたしました。先ほどの限度額の世帯というのは、一応、限度額の最高に達した世帯の数で申させていただきます。以上でございます。

○3番（吉川三津子君）

2回目の質問をさせていただきますが、よそのところで3月議会で、なぜ愛西市は6月議会なのか、そこら辺、特別の何らかの理由があるのか、その辺をちょっとお聞かせいただきたいなというふうに思います。

それから、この国のほうの地方税法の改正についてですけれども、これは強制的なものなのか、それとも何らかの市町村判断の余裕があるものなのか、その点をお聞かせいただきたいと思います。

それから、こういった改正について、今後周知についてどのように行っていくのか、お聞かせください。

それから、外国人の加入状況で、145人が加入ということなんですけれども、先ほどお示しいただいた外国人の方、大変多いので、厚生年金とか社会保険に入っている方も多いのかなというふうには思いますが、その辺きちんと入っているのかどうか、その辺の調査のほうはされたことがあるのか、その点についてお聞かせをいただきたいと思います。

また、移転をされていた方にこういったものへの啓発活動とか、そういったものもどうなっているのか、お聞かせをいただきたいと思います。

○市民生活部長（五島直和君）

まず、3月議会じゃなくして6月議会というところの御質問でございますが、今回の改正の施行令は平成23年、昨年4月、準則をいただきました。それを今回出させていただきますが、またことしの4月に新たに施行令が変わると2遍なぶらなあかんで、それを見きわめて1回でやろうというふうに出させていただきます。

それから、周知についてでございますが、これについては広報で本算定をするときに周知をさせていただきますので、例年、広報の本算定時の周知でやらさせていただきます。

また、外国人の方に関しましては、一応国民健康保険は申請をいただいて保険をつくるという形ですので、申請が出てこない方がどれだけいるのかとか、そういうようなことはちょっと把握できていないので、周知については一般的な事業所の方ですとか、そういう方が御指導願っ

て、やっていっていただくしかないのかなというふうで思っております。

また、もう1点、強制的なものかというような御質問もあったかと思えます。これについては、こうやって国のほうから準則が示されまして、それに従って市町村はやるわけでございますが、やはり国のほうの实地指導、監査みたいな指導があるんですが、そういうのはできるだけ施行令に準じて市町村で限度額を賦課してくださいという指導を受けていますので、おおむねこの自治体もそれをやらせていただきます。

それから、先ほどちょっと施行令のいただいた日にちですが、23年3月30日付の施行令に基づいて改正させていただいています。ちょっと御訂正をお願いいたします。以上でございます。

○議長（加賀 博君）

答弁漏れはありますか。

○3番（吉川三津子君）

23年ですか。

○市民生活部長（五島直和君）

23年の3月30日です。

○議長（加賀 博君）

他に質疑ございませんか。

まだありますか。

○保険年金課長（石黒貞明君）

限度額の改正につきましては、今も部長が申し上げたとおり、平成23年の4月1日施行で行われております。その後に、今回附則の追加をさせていただいておるんですけれども、東日本の地震の関係の追加でございますけれども、これが平成23年の12月末に施行されておると思います。その後に新たな限度改正がある可能性もありますので、あわせて、部長が申し上げたとおり、1回でお願いしたいということで、今回6月議会ということでお願いをいたしております。よろしくをお願いいたします。

○議長（加賀 博君）

他に質疑ございませんか。

〔発言する者なし〕

ないようですので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第3・議案第33号（質疑）

○議長（加賀 博君）

次に、日程第3・議案第33号：愛西市在宅障害者扶助料支給条例の一部改正についてを議題とし、質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認めます。

◎日程第4・議案第34号（質疑）

○議長（加賀 博君）

次に、日程第4・議案第34号：愛西市障害者自立支援条例及び愛西市障害者就労支援施設の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題とし、質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

8番・竹村仁司議員、どうぞ。

○8番（竹村仁司君）

議案第34号：愛西市障害者自立支援条例及び愛西市障害者就労支援施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について、質問させていただきます。

議案説明の折にも、障害者自立支援法の改正に伴い、平成24年4月1日から相談支援の充実、また障害児支援の強化等が実施されるとの御説明もありましたが、本市として具体的にはどのようなことが考えられるのかお伺いします。

○福祉部長（加賀和彦君）

今回の改正の件でございますが、相談支援の充実につきましては、支給決定のプロセスが見直しをされております。24年から26年の3カ年にかけて、障害福祉サービスや障害児通所支援利用希望の申請者に対するサービス等の利用計画書の提出を相談支援事業者に求めまして、これを勘案して支給決定をいたします。

また、支給決定した後につきましては、その利用状況の検証を行うというようなことが変わってきております。

それから、障害児の支援の強化でございますが、身近な地域で支援を受けられるように、障害者自立支援法及び児童福祉法が改正されたわけでございますが、これによりまして、障害児に係る通所サービスは市町村が、入所サービスは県が行うように施設の体系が一元化を図られたということでございます。

また、障害者の範囲も見直されまして、手帳の有無にかかわらず、発達障害も障害者自立支援法の対象となるというふうに明示をされております。

それから、愛西市の状況でございますけれども、愛西市の療育事業でございます、わかば園ですけれども、こちらのほうも発達支援事業所「あいさいわかば」として、本所、分室ともに4月1日より直営で運営をいたしております。以上でございます。

○8番（竹村仁司君）

ありがとうございました。

もう1点、これも議案説明の折にもありましたが、利用料金等の部分で、応能負担への対応を明確化する、また収入に応じた福祉サービスとの説明がありましたけれども、もう少し具体的に、市の対応として行われることをお伺いします。

○福祉部長（加賀和彦君）

応能負担の関係でございますが、低所得者への利用者負担の軽減につきましては、平成22年

4月1日に既に実施をされておりまして、これが今回の改正で明確化をされたものでございます。現実的に、この就労支援施設に通っている人たちにつきましては、現在、この措置によって無料になっておりますので、今回の改正によって特に変わるものではございませんので、よろしくお願いたします。

○議長（加賀 博君）

他に質疑ございませんか。

〔発言する者なし〕

ないようですので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第5・議案第35号（質疑）

○議長（加賀 博君）

日程第5・議案第35号：愛知県後期高齢者医療広域連合規約の変更についてを議題とし、質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

3番・吉川三津子議員、どうぞ。

○3番（吉川三津子君）

先ほどに引き続き、外国人住民についてお伺いをしたいというふうに思っておりますが、こういった広域連合に対しては住民基本台帳に基づいた人口によって料金等が納付されていると思います。外国人の方で75歳以上の方がどれぐらいいて、きちんとこの仕組みが使われているかどうか、その辺について確認をさせていただきたいと思います。

○市民生活部長（五島直和君）

後期高齢者の外国人の関係でございますが、平成24年4月1日現在、先ほどの663人のうち75歳以上の方が8人ございます。その方すべて、必然的に後期高齢の対象として受給されてお見えでございます。

また、後期高齢は65歳から74歳でも障害があると適用されますので、そういう方が外国人で1名見えますので、後期高齢としては9人が該当ということで、プラス1名がございます。

○議長（加賀 博君）

他に質疑ございませんか。

〔発言する者なし〕

ないようですので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第6・議案第36号（質疑）

○議長（加賀 博君）

日程第6・議案第36号：海部地区環境事務組合規約の変更についてを議題とし、質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

[発言する者なし]

質疑なしと認めます。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第7・議案第37号（質疑）

○議長（加賀 博君）

日程第7・議案第37号：海部地区急病診療所組合規約の変更についてを議題とし、質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

[発言する者なし]

質疑なしと認めます。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第8・議案第38号（質疑）

○議長（加賀 博君）

日程第8・議案第38号：平成24年度愛西市一般会計補正予算（第1号）についてを議題とし、質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

最初に、8番・竹村仁司議員、どうぞ。

○8番（竹村仁司君）

議案第38号：平成24年度愛西市一般会計補正予算（第1号）について、質問させていただきます。

6款農林水産業費、3目農業振興費、19節負担金、補助及び交付金で2,391万2,000円ですが、議案説明の折に、ミニトマト生産者の方7軒への補助金という説明がありましたが、実際にこの袋詰め、パック詰めの設備を導入することによって、生産者の方はどれぐらいの利益が上がるというふうに試算をされているのか、お伺いします。

○経済建設部長（加藤清和君）

ただいまの御質問でございますが、生産者の利益については、あいち海部農業協同組合に確認をさせていただきました。7戸で年間約1億7,000万円の売り上げがございます。出荷作業に費やす時間を栽培管理に充てることにより、おおむね1割、生産量をふやすことができるというふうに算定をしております。売上金額について置きかえますと、約1割の1,700万円の増収を見込んでおります。

○8番（竹村仁司君）

今回、このミニトマトの生産者の方にこうした補助金という形で、素晴らしいことだと思うんですが、ミニトマトの生産者の方以外で、今回この補助金を決められるときに、ほかにも検討の中では上がった方がお見えになるのかどうか、お伺いします。

○経済建設部次長兼経済課長（飯谷幸良君）

ミニトマト生産者以外に、ほかにもこの補助金の対象になったかという御質問でございますが、

これはあくまでミニトマトの選果機の補助金ということですので、ほかには対象はございません。

○議長（加賀 博君）

次に、21番・山岡幹雄議員、どうぞ。

○21番（山岡幹雄君）

議案第38号の一般会計予算について、御質問させていただきます。

6款の19節の負担金、補助及び交付金の関係で質問させていただきます。

今回は国の農林水産事業で、強い農業づくり事業の野菜集団産地整備事業、この目的が、産地における加工・業務用需要への対応等により、販売量の拡大、高付加価値化等、販売価格の向上、生産技術コスト低減に向けた取り組みが目的の事業であるということでお聞きしております。

それで、ちょっとお尋ねしたいんですが、国のいろいろな条件で、採択の要件に合って、今回やられたと思うんですが、これも県・市もその要件を御理解してみえると思うんですが、このミニトマトの選果機を整備することになったわけですが、今後、このミニトマト農家が、将来どのような計画があるのか、お尋ねいたします。

○経済建設部長（加藤清和君）

ただいまの御質問でございますが、ミニトマトの農家といたしましては、整備することによりミニトマトの品質向上やブランド化や、契約・取引増加など、戦略的な販売が見込むことができるというふうに考えております。将来的には所得を上げることができ、農業経営規模の拡大につながるものというふうに考えております。

○21番（山岡幹雄君）

議案説明のときにも、ミニトマト農家が7軒あると。それで今回、愛西市、また愛西外にもいろいろトマト農家があるものですから、実際こういう機械を利用していただいて、より一層成果を上げていただくことかと思うんですけど、ただ、今回、このミニトマトの選果機を設置する場所、愛西市のれんこんセンターのところに設置されるというふうにお聞きしておるんですが、その場所にレンコンとか花の出荷場、またイチゴの苗の施設等があるわけですが、この地域を、農協と協議をさせていただいて、いろいろな農業関係施設を集約したらどうかと私は思うんですが、そのような考えがあるかどうかお尋ねいたします。

○経済建設部長（加藤清和君）

あいち海部農業協同組合につきましては、平成23年度から25年度までの第2次中期3カ年計画を策定しております。整備計画の中に盛り込まれておりますので、今後、集荷機能と検品体制の確立を目指した集荷施設の整備計画もありますので、その中で市として協力できる範囲は協力をしていきたいというふうに考えております。

○議長（加賀 博君）

次に、14番・加藤敏彦議員、どうぞ。

○14番（加藤敏彦君）

議案第38号につきまして、今質問が出ております項目ですが、この農業費の補助金として2,391万2,000円ですが、事業総額は幾らで、補助率はどうなのかということと、いつから稼働ができるのかということと、それからミニトマト農家7戸ということですが、この事業主体は農家になるのか、農協になるのか。あと利用の費用はどんな負担になるのかについてお尋ねいたします。

**○経済建設部長（加藤清和君）**

まず事業主体につきましては、あいち海部農業協同組合にお願いをすることとでございます。事業費につきましては4,782万5,000円、そのうちの2分の1の2,391万2,000円を愛知県を經由して愛西市が受けて農協へ支払うということになります。

内容につきましては、共同選果により、いろいろな選別等により品質の向上等を図っていくわけですが、今回の議会でお認めをいただければ、早速工事に入りたいということをお願いしておりますので、10月から稼働が可能ということになっております。

**○14番（加藤敏彦君）**

事業主体は農協になりますが、利用される農家の負担などはどんな形になっていくのでしょうか。

**○経済建設部長（加藤清和君）**

済みませんでした。補助額の残については、利用農家の負担ということで計画がされております。

**○経済建設部次長兼経済課長（飯谷幸良君）**

先ほど部長が残額につきましては農家負担と申しましたが、あくまで事業主体があいち海部農協ですので、補助残につきましては、あいち海部農業協同組合が負担をさせていただきます。ただ、利用者につきましては、その利用するに当たりまして、トマト1箱当たり100円以内で利用料を納めるという形でございます。

**○議長（加賀 博君）**

他に質疑ございませんか。

[挙手する者あり]

3番・吉川三津子議員。

**○3番（吉川三津子君）**

1点、トマトの件でお聞きしたいんですけど、この7軒が利用されるということですが、事業主体が農協であって、残金も農協が払うとなると、ほかの方たちも利用できるような状況で設置されるのでしょうか。

**○経済建設部次長兼経済課長（飯谷幸良君）**

愛西市内に13軒のミニトマト農家がございます。とりあえず7軒については、この施設を利用するという計画をいただいておりますが、残りの6軒のミニトマト農家につきましても、当然利用していただくように、農協から働きをかけていただきます。

**○議長（加賀 博君）**

他に質疑ございませんか。

[発言する者なし]

ないようですので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第9・委員会付託について

○議長（加賀 博君）

次に、日程第9・委員会付託についてを議題といたします。

本定例会に議題となっております議案第31号から議案第38号、陳情第3号につきましては、会議規則第36条第1項の規定により、それぞれの所管の常任委員会へ付託をいたします。

なお、各常任委員会に付託の議案等は、本日配付いたしました委員会付託議案一覧表のとおりでございます。

また、各常任委員会の開催日程は、先般配付いたしました会期予定表のとおり行いたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（加賀 博君）

以上をもちまして、本日の全日程を終了いたしました。

次の継続会は6月12日午前10時より再開いたしますので、よろしくお願いいたします。

本日はこれにて散会といたします。御苦勞さまでした。

午前10時40分 散会

